

日の出町空き家バンク実施要綱

令和 6 年 9 月 2 5 日

告示第 1 1 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、日の出町（以下「町内」という。）の空き家の情報を広く提供することで、空き家の利活用の促進を図り、もって移住・定住促進による地域の活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものも含む。）町内に存する一戸建ての建築物及びその敷地をいう。ただし、今後の使用予定が決定しているものを除く
- (2) 空き家バンク 町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、移住・定住等を目的とした空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう
- (3) 空き家所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家利活用希望者 空き家所有者等との売買及び賃貸契約を希望する者をいう

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(対象空き家)

第 4 条 物件登録ができる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存するもの
- (2) 現に人の居住がなく、又は事業等に使用していないもの
- (3) 老朽、損傷等が著しくないもの
- (4) 昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準で建築された建築物であること。ただし、既に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の地震に対する安全性に係る規定若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの又は、この改修工事に併せて耐震改修を実施するものはこの限りでない

(申請対象者)

第5条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 空き家所有者等

(2) 日の出町暴力団排除条例（平成24年日の出町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと

(3) 空き家所有者等及び空き家利活用希望者が納付すべき区市町村税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）について、納期が到来している町税等を完納していること

(空き家の登録申請)

第6条 空き家バンクに対象空き家等の情報を登録しようとする空き家所有者等（以下「空き家登録申請者」という。）は、日の出町空き家バンク登録申請書（様式第1号）及び日の出町空き家バンク登録カード（様式第2号）に必要書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(物件登録費用)

第7条 物件登録に係る費用は、無料とする。

(空き家の登録決定等)

第8条 町長は、第6条の規定にする申請があったときは、空き家の現地調査を実施するとともに、その内容を審査し、適切であると認めたときは、日の出町空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により、空き家バンク登録申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録を決定したときは、日の出町空き家バンク登録台帳（以下「空き家バンク台帳」という。）に登録するものとする。

(物件登録事項変更及び物件登録取消の届出)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに日の出町空き家バンク登録内容変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 空き家バンク登録者は、契約が成立したとき又は当該登録空き家等の登録を取り消そうとするときは、速やかに日の出町空き家バンク登録取消届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(登録内容の変更又は取消し)

第10条 町長は、空き家バンク登録者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、当該空き家等の登録内容の変更又は登録を取消しするとともに、日の出町空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により登録者に通知するものとする。ただし、第1号の場合については、当該通知を省略することができるものとする。

- (1) 登録から2年が経過したとき
- (2) 空き家バンク登録者から日の出町空き家バンク登録取消届出書の提出があったとき
- (3) 当該空き家に係る所有者等に権利の異動があったとき
- (4) その他登録が不相当であると町長が認めたとき
(情報提供及び利活用登録)

第11条 町長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を空き家利活用希望者に提供するものとする。

- (1) 日の出町空き家バンクによる空き家の情報の提供を受けようとする空き家利活用希望者は、日の出町空き家バンク利活用登録申込書（様式第7号）及び日の出町空き家バンク利活用者カード（様式第8号。以下「利活用者カード」という。）に身分証明書の写しを添えて、町長に提出しなければならない
- (2) 町長は、前項の規定による空き家利活用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めた場合は、空き家バンク利活用登録台帳に登録し、空き家バンク利活用登録完了書（様式第9号）により当該申込みを行った者（以下「空き家利活用登録者」という。）に通知するものとする

(利活用登録に係る登録事項の変更の届出)

第12条 前条第2号の規定による登録の通知を受けた空き家利活用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、日の出町空き家バンク利活用登録変更届出書（様式第10号）を町長に届け出なければならない。

(空き家利活用登録者の登録の取消し)

第13条 町長は、空き家利活用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利活用登録を取り消すものとする。

- (1) 空き家利活用登録者から登録の取消しの申し出があったとき
- (2) 空き家を活用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 申込内容に虚偽があったとき
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき

2 前項第1号の場合において、空き家利活用登録者は日の出町空き家バンク利活用取消申出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、日の出町空き家バンク利活用登録取消通知書（様式第12号）により当該空き家利活用者登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録者と空き家利活用登録者の交渉等）

第14条 町長は、空き家バンク登録者及び空き家利活用登録者の空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（検証）

2 この要綱の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3年後を基準として、空き家バンクについての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。